

令和2年4月28日

中学3年生の保護者の方へ

犬山市教育委員会

### インターネットでの学習支援に関するお知らせ

犬山市では、学校の休業期間中に綿密な家庭教育計画をお示ししていますが、進路選択を控えた中学3年生の家庭学習の効率を上げるために、インターネット接続の環境がないご家庭に（事前調査では2.7%程のご家庭がインターネットを子供たちが学習で活用できないと推測しています。）、タブレット端末を貸与したいと考えています。

については、下記の条件で貸与を希望されるご家庭は、5月2日（土）までに犬山市学校教育課へ電話をくださるようお願いいたします。休日も受付しています。

通信料等一定のご負担をお願いすることになるので、貸与を希望されない場合は、情報が入ったDVDを貸与しますのでご相談ください。

※受付時間：10：00～16：00まで TEL：0568-44-0350（ダイヤルイン）

#### ・タブレット端末貸与の条件

- ①子どもが学習に使用できるインターネット端末が1台もない中学3年生
- ②インターネット接続の契約及び通信料はご負担ください。  
（就学援助の対象者になる場合は、一定の通信料の補助を検討しています。）
- ③インターネットの閲覧は、市が提供する学習支援動画やオンライン授業などの家庭学習のみとします。
- ④貸借契約書を提出していただきます、破損等された場合は、修理代を請求します。
- ⑤貸与は、臨時休業期間のみです。
- ⑥端末は、5月7（木）、8日（金）に中学校で保護者に直接お渡しします。